

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.057

処 分 名	全体計画変更認定
処 分 の 概 要	認定を受けた全体計画に、建築主の事情等により認定計画の変更をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 8 第 3 項 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 25
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：1 件につき 27,000 円

■建築基準法

(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)

第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとしにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一～三 省略

2 前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主（以下この条において「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた全体計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。

4～6 省略

(全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第十条の二十五 法第八十六条の八第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 第三条の二第一項各号に掲げる変更

二 全体計画認定を受けた全体計画に係る工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更